

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

規則

○福島県公有財産規則の一部を改正する規則

規則

福島県公有財産規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年十月十一日

福島県知事 佐藤雄平

福島県規則第六十二号

福島県公有財産規則の一部を改正する規則

福島県公有財産規則（平成三年福島県規則第二十二号）の一部を次のように改正する。
第三十二条中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 行政財産の有効活用のため、建物に太陽光発電設備を設置するための用に供するとき。

第三十四条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、建物に太陽光発電設備を設置するための使用許可の期間は、二十一年以内とする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

（財産管理課）